

## 香川県条例第27号

職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例

職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年香川県条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>(定義)</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 暫定再任用職員 令和3年改正法附則第4条第1項又は第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員をいう。</p> <p>(3) 暫定再任用短時間勤務職員 令和3年改正法附則第6条第1項又は第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員をいう。</p> <p>(4) 略</p> <p>6 略</p> <p>(1) 第13条の規定による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（<u>附則第39項</u>において「新外国派遣条例」という。）第2条第2項</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 第18条の規定による改正後の職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（<u>附則第42項</u>において「新公益的法人派遣条例」という。）第2条第2項</p>	<p>附 則</p> <p>(定義)</p> <p>2 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 令和3年改正法 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）をいう。</p> <p>(2) 暫定再任用職員 令和3年改正法附則第4条第1項又は第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員をいう。</p> <p>(3) 暫定再任用短時間勤務職員 令和3年改正法附則第6条第1項又は第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員をいう。</p> <p>(4) 略</p> <p>6 附則第3項の規定により引き続き勤務する職員は、新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員とみなして、次に掲げる規定を適用する。</p> <p>(1) 第13条の規定による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（<u>附則第40項</u>において「新外国派遣条例」という。）第2条第2項</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 第18条の規定による改正後の職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（<u>附則第43項</u>において「新公益的法人派遣条例」という。）第2条第2項</p>

(4) 略

27 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第3条第1項の給料表に係る定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、職員の給与に関する条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、第16条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（附則第41項において「新勤務時間条例」という。）第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(香川県職員退職手当条例の一部改正に伴う経過措置)

38 略

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

39 略

40～46 略

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(4) 略

27 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第3条第1項の給料表に係る定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、職員の給与に関する条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、第16条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（附則第42項において「新勤務時間条例」という。）第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(香川県職員退職手当条例の一部改正に伴う経過措置)

38 略

(へき地手当等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

39 暫定再任用職員等は、新定年条例第13条の規定により採用された者とみなして、第11条の規定による改正後のへき地手当等に関する条例第2条の規定を適用する。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

40 略

41～47 略